

# ○津山工業高等専門学校外国人受託研修員規程

〔平成9年9月2日〕  
規程第11号

(趣旨)

**第1条** この規程は、外国人受託研修員制度実施要項（昭和49年3月18日文部大臣裁定。以下「要項」という。）に基づき、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における外国人受託研修員（以下「研修員」という。）の受入れについて、必要な事項を定める。

(資格)

**第2条** 研修員となることができる者は、国際協力事業団（以下「事業団」という。）が開発途上国から招致する研修員であり、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）第52条で定める大学を卒業した者又はこれに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請及び許可)

**第3条** 校長は、事業団総裁からの研修員の受入れ申請に基づき、本校の教育及び研究に支障のない場合に限り、これを許可するものとする。

(研修期間)

**第4条** 研修員の研修期間は、1年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を超えることはできない。ただし、校長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

2 校長は、前項のただし書の取扱いをしようとする場合において、翌年度以降の研修に係る研修員経費の予算措置が講ぜられなかった場合は、当該年度の研修許可を取り消すことができる。

(研修期間区分)

**第5条** 研修員の研修期間区分は、会計年度内における研修期間の日数により、次のとおりとする。

研修期間区分	研修期間の日数
1か月	30日以内
3か月	31日以上90日以内
6か月	91日以上180日以内
9か月	181日以上270日以内
12か月	271日以上365日以内

(研修方法)

**第6条** 校長は、研修員の研修目的及び研修内容を考慮して、その指導教官を定めて指導を行わせるものとする。

2 校長は、その研修目的を達成させるため必要と認める場合には、当該研修期間中に校外における研修を行わせることができる。

(研修料)

**第7条** 研修員に係る研修料の額は、「外国人受託研修員の受入れ等について（昭和60年4月1日 文部省学術国際局長通知文学企第132号）」記6に定める額とする。

(研修料の徴収)

**第8条** 校長は、研修員の受入れを許可したときは、当該会計年度に属する研修料を研修期間区分により、事業団から直ちに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該会計年度を超えて研修期間を許可した場合の翌年度以降の研修料は、当該年度の受託研修員経費の予算措置が講ぜられたとき、研修期間区分により翌年度の当初に徴収するものとする。

3 研修期間の延長により研修期間区分に変更が生じた場合は、延長する研修期間を加算し、当該研修期間区分により、直ちに研修料の差額を徴収するものとする。

4 既納の研修料は、原則として還付しない。

(受入れ報告)

**第9条** 校長は、研修員の受入れを許可したときは、速やかにその旨を事業団に通知するとともに、要項4に基づき、文部科学省学術国際局長に報告するものとする。

(受入れ変更報告)

**第10条** 校長は、事業団総裁から研修内容についての変更申請書により、変更を許可したときは、速やかにその旨を事業団に通知するとともに、要項5に基づき、文部科学省学術国際局長に報告するものとする。

(研修証明書の交付)

**第11条** 研修員が研修を終了したときは、願い出により研修証明書（別紙様式）を交付することができる。

(規則の遵守)

**第12条** 研修員は、本校の諸規則を遵守し、校長の指示に従わなければならない。

**附 則**

この規程は、平成9年9月2日から施行する。

別紙様式

研 修 証 明 書

国 籍

氏 名

年 月 日生

上記の者は、外国人受託研修員として、下記のとおり研修したことを証明する。

記

研 修 題 目

指 導 教 官

研 修 期 間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

津山工業高等専門学校長

印